

調査ご協力をお願い

日頃から、鹿児島市政に対しましてご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

本市では、男女が対等なパートナーとして、お互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざして、鹿児島市男女共同参画計画を策定し、様々な取組を進めています。

今回、市民の皆様のお考えや生活の実情などを調査させていただき、今後の男女共同参画の施策に活かしてまいりたいと考えております。

この調査は、市内にお住まいの20歳以上の方の中から無作為に選ばせていただいた3,000人の方にお願いしております。調査の結果はすべて統計的に処理いたしますので、ご回答くださったことをご迷惑をおかけすることは一切ございません。

ご多忙のところ恐れ入りますが、調査の趣旨をご理解の上、ご協力くださいますようお願いいたします。

平成27年9月

鹿児島市長 森 博幸

<ご記入にあたって>

<注意事項>

- 調査票は無記名でご回答ください。調査の結果はすべて統計的に処理し、個々の内容を公表するものではありません。ご回答くださった方にご迷惑をおかけすることはございませんので、お考えや実情をありのままにお答えください。
- 調査票は封筒のあて名の方ご本人がお答えください。
- 回答については、特別に指定がない場合、それぞれの質問項目ごとに該当する番号に○印をつけてください。また、お答えが「その他」に該当する場合は、その番号に○印をつけ、()の中になるべく具体的にご記入ください。
- ご記入後、お手数ですが三つ折にして、同封の返信用封筒（切手不要）にて、**9月25日（金）まで**にご返送ください。

※この調査票の内容についてのお問い合わせは、下記をお願いします。

鹿児島市 市民局市民文化部 男女共同参画推進課

電話：099-813-0852

FAX：099-813-0937

メール：danjokyodo@city.kagoshima.lg.jp

調査（調査票回収）委託機関：アシスト株式会社

電話：099-243-6776

FAX：099-243-6673

《男女平等意識についておたずねします》

問1. 男性と女性は憲法上では平等となっていますが、次にあげる①～⑦の分野で、男女の地位は平等になっていると思いますか。

※各項目ごと横に見てお答えください (○印はそれぞれ1つずつ)	平等 になっている	不平等な 点がある	どちらとも いえない	わから ない
① 家庭で	1	2	3	4
② 職場で	1	2	3	4
③ 学校(学校教育)の中で	1	2	3	4
④ 地域社会の中で	1	2	3	4
⑤ 政治の場で	1	2	3	4
⑥ 法律や制度の上で	1	2	3	4
⑦ 社会通念や慣習、しきたりの中で	1	2	3	4

問2. 社会全体でみた場合には、男女の地位は平等になっていると思いますか。(○印は1つ)

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 男性の方が非常に優遇されている 2. どちらかといえば男性の方が優遇されている 3. 平等 4. どちらかといえば女性の方が優遇されている 5. 女性の方が非常に優遇されている 6. わからない |
|---|

問3. 問1で「不平等な点がある」、問2で「1. 2. 4. 5.」のいずれかを選んだ方におたずねします。その主な原因はどこにあると思いますか。(○印は3つまで)

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 男女の役割に対する考え方 2. 身体的・生理的な差 3. 男性・女性の性別にまつわる偏見 4. 社会的な慣行・しきたり 5. 女性の理解不足 6. 男性の理解不足 7. 法律や制度 8. その他(具体的に:) 9. わからない |
|---|

問4. 今後、男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるためには、どのようなことが重要であると思いますか。(○印は3つまで)

1. 法律や制度面の見直し
2. 女性／男性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念やしきたり、慣習の見直し
3. 女性の経済力の向上
4. 女性自身の自覚と知識・能力の向上
5. 女性の政治・職場・社会活動への積極的な参画
6. 企業や政府などの重要な役職への女性の登用
7. 家庭・学校での男女平等教育の充実
8. 職場内での男女平等処遇の徹底
9. 男性の理解や協力
10. 女性の就業、社会参画を支援する施設やサービスの充実
11. その他(具体的に: _____)
12. わからない
13. 特にない

問5. 現在の法律では、夫または妻のどちらかの姓を選び、夫婦は同じ姓を名乗るようになっていますが、「夫婦は同じ姓を名乗る」か「別々の姓を名乗る」か選択できるようにすることについてどう思いますか。(○印は1つ)

- | | |
|--------------|--------------|
| 1. そうすべきだと思う | 3. どちらともいえない |
| 2. そうすべきでない | 4. わからない |

《家庭生活についておたずねします》

問6. 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方についてどう思いますか。(○印は1つ)

1. 賛成
2. どちらかといえば賛成
3. どちらかといえば反対
4. 反対
5. わからない

問7. 問6で「賛成」「どちらかといえば賛成」と答えた方におたずねします。その理由は何ですか。(○印はいくつでも)

1. 男性は仕事、女性は家事・育児に向いているから
2. 家族を養うのは男性の責任で、子育てや家族の世話は女性の責任だから
3. 子どもの頃からそうした教育をされているから
4. 女性は仕事を持っても不利な条件に置かれるから
5. 男女の役割をはっきりと分ける方が仕事も家庭もうまくいくから
6. 社会全体にそうした風潮があるから
7. その他(具体的に: _____)

問8. 日常生活における役割分担についておたずねします。

(1) ①～⑧について、あなたの理想とする分担をお答えください。

※各項目ごと横に見てお答えください (○印はそれぞれ1つずつ)	女性が主	男性が主	男女同程度	その他の人	わからない
① 生活費を得ること	1	2	3	4	5
② 炊事、掃除、洗濯などの家事	1	2	3	4	5
③ 育児や子どものしつけ	1	2	3	4	5
④ 子どもの教育方針や進学目標の決定	1	2	3	4	5
⑤ PTA への参加	1	2	3	4	5
⑥ 家族の介護	1	2	3	4	5
⑦ 近所づきあい	1	2	3	4	5
⑧ 町内会や自治会などへの参加	1	2	3	4	5

(2) 結婚している方、結婚してはいるがパートナーと暮らしている方におたずねします。

①～⑧について、実際にあなたの家庭では主にだれが分担していますか。

※各項目ごと横に見てお答えください (○印はそれぞれ1つずつ)	女性が主	男性が主	男女同程度	その他の人	誰もしていない	わからない
① 生活費を得ること	1	2	3	4	5	6
② 炊事、掃除、洗濯などの家事	1	2	3	4	5	6
③ 育児や子どものしつけ	1	2	3	4	5	6
④ 子どもの教育方針や進学目標の決定	1	2	3	4	5	6
⑤ PTA への参加	1	2	3	4	5	6
⑥ 家族の介護	1	2	3	4	5	6
⑦ 近所づきあい	1	2	3	4	5	6
⑧ 町内会や自治会などへの参加	1	2	3	4	5	6

問9. 男性が家事、育児などをする事についてどう思いますか。(○印は1つ)

- | | |
|--|---|
| 1. 男性も積極的にする方がよい
2. 男性もできるだけする方がよい
3. 男性はあまりしない方がよい
4. 男性はやるべきでない
5. その他(具体的に： |) |
|--|---|

問10. 現在、家庭での高齢者介護は、多くの場合女性が担っていますが、これについてどう思いますか。

(○印は1つ)

- | | |
|----------------------|--|
| 1. 当然だと思う | |
| 2. 現状ではやむをえない | |
| 3. 夫や息子など男性も分担すべきである | |
| 4. その他(具体的に: _____) | |
| 5. わからない | |

問11. 生活の中で「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」(地域活動・学習・趣味・付き合い等)の優先度についておたずねします。

(1) あなたの希望に最も近いものはどれですか。(○印は1つ)

- | | |
|------------------------------------|--|
| 1. 「仕事」を優先したい | |
| 2. 「家庭生活」を優先したい | |
| 3. 「地域・個人の生活」を優先したい | |
| 4. 「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい | |
| 5. 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい | |
| 6. 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい | |
| 7. 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい | |
| 8. わからない | |

(2) それでは、あなたの現実(現状)に最も近いものはどれですか。(○印は1つ)

- | | |
|-------------------------------------|--|
| 1. 「仕事」を優先している | |
| 2. 「家庭生活」を優先している | |
| 3. 「地域・個人の生活」を優先している | |
| 4. 「仕事」と「家庭生活」をともに優先している | |
| 5. 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している | |
| 6. 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している | |
| 7. 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している | |
| 8. わからない | |

問1 2. 今後、男女がともに家事や子育て、介護、地域活動に積極的に参加するためには、どのようなことが必要だと思いますか。(○印はいくつでも)

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと2. 男性が家事などに参加することに対する女性の抵抗感をなくすこと3. 男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めること4. 社会の中で、男性による家事、子育て、介護、地域活動についての評価を高めること5. 仕事と家庭の両立などの問題について相談できる窓口を充実すること6. 労働時間短縮や休暇制度を普及させること7. 夫婦や家族でのコミュニケーションをはかること8. 子どもに対して、性別に関わらず家事などを積極的に行うようなしつけや育て方をすること9. 男性が家事、子育て、介護、地域活動に関心を高めるよう啓発や情報提供を行なうこと10. 国や地方自治体などの研修等により、男性の家事や子育て、介護等の技能を高めること11. 特に必要ない12. その他(具体的に：)13. わからない |
|--|

《社会活動・地域活動への参加・参画についておたずねします》

問1 3. あなたは現在、次のような活動に参加していますか。(○印はいくつでも)

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 町内会・自治会の活動2. 女性団体や老人クラブなどの団体活動3. PTA や子ども会などの青少年育成活動4. レクリエーションや趣味、スポーツなどのサークル活動5. 市民講座、教養講座などの講座受講6. ボランティア活動7. 消費者活動、住民活動8. 政治活動、労働運動9. 職場や学校のグループ活動10. その他(具体的に：)11. 特にない |
|--|

問14. 特に、女性が社会活動・地域活動に参画していく上ではどのようなことが必要だと思いますか。
 (○印は3つまで)

※ 参画とは、単なる参加ではなく、より積極的に意思決定過程に加わるという意味です。

- | | |
|-----------------------------|---|
| 1. 女性も積極的に役職に登用する | |
| 2. 女性が発言しやすい雰囲気づくりをする | |
| 3. 男女が共に参画し、協力し合える活動内容にする | |
| 4. 活動するための施設等を整備する | |
| 5. 女性の地域活動に対する家族や周囲の理解を促進する | |
| 6. 接待や後片付け等を女性の役割としない | |
| 7. 女性リーダーを育成する | |
| 8. 活動する上で必要な情報を提供する | |
| 9. 資金的な援助を行う | |
| 10. その他(具体的に: _____) |) |
| 11. 特に必要ない | |
| 12. わからない | |

《就労についておたずねします》

問15. 女性の仕事についてのあなたの考えをおたずねします。自分の理想と現実において、あなたの考えに一番近いものは1～7のうちどれですか。なお、男性の場合はあなたのパートナー(いない場合はいると仮定して)についてお答えください。

① 自分の 理想	② 現 実	※各項目ごと縦に見てお答えください (○印はそれぞれ1つずつ)
1	1	結婚や出産後も、ずっと仕事は続ける
2	2	子育ての時期に一時的にやめて、その後はフルタイムで仕事を続ける
3	3	子育ての時期に一時的にやめて、その後はパートタイムで仕事を続ける
4	4	子どもができれば仕事はやめる
5	5	結婚したら仕事はやめる
6	6	仕事はもたない
7	7	わからない

↓
問16へ

問16. 問15の「②現実」で、2～6を選んだ方におたずねします。その理由は何ですか。

(○印はいくつでも)

- | | |
|---------------------------------------|---|
| 1. 家事・育児に専念したい(したかった)から | |
| 2. 保育施設等が充実していない(いなかった)から | |
| 3. 夫や家族の理解が得られない(得られなかった)から | |
| 4. 職場の慣行や雰囲気です仕事を続けることはできない(できなかった)から | |
| 5. 仕事と家事・育児の両立は大変だ(だった)から | |
| 6. その他(具体的に: _____) |) |

問17. 働いている方(パートタイマー、派遣、アルバイトをしている学生も含む)におたずねします。

あなたの職場で現在次のような男女格差がありますか。該当するものに○をつけてください。

(○印はいくつでも)

- | | |
|---------------------------------|---|
| 1. 同期に同年齢で入社した男女で賃金昇給の差がある | |
| 2. 社内研修や教育訓練・出張や視察などの機会に差がある | |
| 3. 定年の年齢に男女差がある(慣行を含む) | |
| 4. 女性は昇進・昇給が遅い、または望めない | |
| 5. 女性が結婚や出産を機に退職する慣行がある | |
| 6. 女性が長く就労することを歓迎しない雰囲気がある | |
| 7. 女性は補助的な仕事に従事する傾向がある | |
| 8. お茶くみなどの雑用は職種にかかわらず女性がすることが多い | |
| 9. その他(具体的に: _____) |) |
| 10. 特に男女格差はない | |

問18. 社会全体として女性が働きやすい状況にあると思いますか。(○印は1つ)

- | | | |
|--------------|-------------------|----------|
| 1. 働きやすい | 3. あまり働きやすいとはいえない | 5. わからない |
| 2. ある程度働きやすい | 4. 働きにくい | |

問19. 問18で「あまり働きやすいとはいえない」「働きにくい」と答えた方におたずねします。そう思う理由は何ですか。(○印は3つまで)

- | | |
|------------------------------|---|
| 1. 女性が働きやすい労働条件・環境が整っていない | |
| 2. 能力発揮の場が少ない | |
| 3. 働く場が限られている | |
| 4. 育児施設・サービスが十分でない | |
| 5. 昇進・教育訓練などで男女に差がある | |
| 6. 結婚・出産退職の慣行がある | |
| 7. 男性は仕事、女性は家庭という社会通念がある | |
| 8. 家族の理解、協力が得にくい | |
| 9. 職場や職場の周りの人々の協力が得られにくい | |
| 10. セクシュアル・ハラスメントの被害にあうことがある | |
| 11. その他(具体的に: _____) |) |

問20. あなたは、政治・経済・地域などの各分野で、女性の参加が進み、女性のリーダーが増えることのような影響があると思いますか。(○印はいくつでも)

1. 多様な視点が加わることにより、新たな価値や商品・サービスが創造される
2. 人材・労働力の確保につながり、社会全体に活力を与えることができる
3. 女性の声が反映されやすくなる
4. 国際社会から好印象を得ることができる
5. 男女問わず優秀な人材が活躍できるようになる
6. 男女問わず仕事と家庭の両方を優先しやすい社会になる
7. 労働時間の短縮など働き方の見直しが進む
8. 男性の家事・育児などへの参加が増える
9. 今より仕事以外のことが優先され、業務に支障を来すことが多くなる
10. 男性のポストが減り、男性が活躍しづらくなる
11. 保育・介護などの公的サービスの必要性が増大し、家計負担及び公的負担が増大する
12. その他(具体的に:)
13. 特にない
14. わからない

《教育についておたずねします》

問21. 子どもの育て方についてのあなたの考えをおたずねします。(○印は1つ)

1. 男の子だから、女の子だからということを重視して育てる方がよい
2. 性別にかかわらず子どもの個性を重視して育てる方がよい
3. どちらともいえない
4. その他(具体的に:)

問22. 男女共同参画社会を実現するために、学校教育の場でどのようなことが大切だと思いますか。(○印は3つまで)

1. 心身の発育について正しく理解し、生命や性を尊重する教育を充実する
2. 互いのよさを理解し、異性を思いやる心を育てる教育を充実する
3. 性別にかかわらず生徒個人の希望や能力にもとづいて、進路指導や職業教育を行う
4. 学校生活で性別により固定化された役割分担をなくす
5. 教職員の男女共同参画意識を高める研修を充実する
6. PTAなどを通じて、男女共同参画意識を高めるための啓発活動を充実する
7. 学校のクラス名簿に男女別名簿でなく男女混合名簿の導入を推進する
8. 女性の校長や教頭を増やす
9. 今のままでよい
10. その他(具体的に:)

《女性の政策参画についておたずねします》

問23. 次の①～④の各分野でその方針や政策を決めるとき、女性の意見はどの程度反映されていると思いますか。

※各項目ごと横に見てお答えください (○印はそれぞれ1つずつ)	十分に反映されている	ある程度反映されている	あまり反映されていない	全く反映されていない	どちらともいえない	わからない
①職場で	1	2	3	4	5	6
②地域社会で	1	2	3	4	5	6
③市政・県政の場で	1	2	3	4	5	6
④国政の場で	1	2	3	4	5	6

問24. 現在、わが国の政策や方針決定過程への女性の参画状況は先進国の中で特に低くなっています。政策の企画や方針決定の過程に女性が進出していない理由はなんだと思いますか。(○印はいくつでも)

<ol style="list-style-type: none"> 1. 家庭・地域・職場における固定的な性別役割分担、性差別意識 2. 男性中心の組織運営 3. 女性の能力開発の機会が不十分 4. 女性の活動を支援するネットワークの不足 5. 女性が積極的でない 6. 家族の理解や協力が無い 7. その他(具体的に: _____) 8. わからない

問25. 女性の意見を政治や行政に十分反映させるためには、どのようなことが最も効果があると思いますか。(○印は2つまで)

<ol style="list-style-type: none"> 1. 女性議員が多くなること 2. 官公庁での管理職や審議会等の委員など公職に就く女性が増えること 3. 一般の女性の自主的な活動が盛んになること 4. 女性の意見や考え方を聞く機会を増やし、行政もその意見を取り上げるよう努力すること 5. 女性の能力開発の機会を設けること 6. 女性自身の政治への関心を高めること 7. その他(具体的に: _____) 8. わからない
--

《人権・暴力についておたずねします》

次のドメスティック・バイオレンス（DV）についての説明を読んだうえで、お答えください。

ドメスティック・バイオレンスとは、一般的には、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者からふるわれる暴力をいい、身体的（なぐる、物を投げつける等）、精神的（暴言をはく等）、経済的（生活費を渡さない等）、性的（性的行為を強要する等）行為など様々な形態があります。

問26. 配偶者等からの暴力は、多くの場合、女性が被害者となっています。このような配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）について、あなたはどのように思いますか。

	そう思う	ややそう思う	あまりそう思わない	そう思わない
※各項目ごと横に見てお答えください (○印はそれぞれ1つずつ)				
① ドメスティック・バイオレンスは人権を侵害する行為である	1	2	3	4
② どんな理由があっても暴力はふるうべきではない	1	2	3	4
③ 暴力をふるわれる方にも問題がある	1	2	3	4
④ 暴力をふるう相手と別れたいのであれば、いつでも別れられると思う	1	2	3	4
⑤ 暴力は個人的な問題ではなく、社会的に対策が必要な問題だ	1	2	3	4
⑥ 夫婦間の暴力であっても、求めに応じて警察や行政の相談機関が積極的に関わるべきである	1	2	3	4

問27. 現在または過去に配偶者（結婚していないが一緒に暮らしている場合も含む）がいる（いた）方におたずねします。

(1) これまでに、あなたの配偶者（結婚していないが一緒に暮らしている場合も含む）から次の①～③のようなことをされたことがありますか。

	まったくない	1・2度あった	何度もあった
※各項目ごと横に見てお答えください (○印はそれぞれ1つずつ)			
① なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた	1	2	3
② 人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あなたもしくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた	1	2	3
③ 避妊に協力しなかったり、いやがっているのに性的な行為を強要された	1	2	3

↓
次ページの(2)へ

(2) 問27(1)で「1・2度あった」「何度もあった」と答えた方におたずねします。

① その相手から受けた暴力によって、命の危険を感じたことがありますか。(○印は1つ)

- | |
|-------|
| 1. ある |
| 2. ない |

② 問27(1)のような暴力を、現在(この1年間を含む)も受けていますか。(○印は1つ)

- | |
|-----------------------|
| 1. 現在(この1年間を含む)も受けている |
| 2. 受けていない |

問28. あなたの10歳代から20歳代の経験についてお聞きします。結婚している方、結婚したことのある方については、結婚前についてお答えください。あなたは、その当時、交際相手がありましたか。あてはまる番号に○をつけてください。(○印は1つ)

- | |
|--------------------|
| 1. 交際相手がいた(いる) |
| 2. 交際相手はいなかった(いない) |

問29. 問28で「交際相手がいた(いる)」と答えた方におたずねします。

(1) あなたは、10歳代または20歳代に、あなたの恋人や元恋人などの交際相手から、次の①～③のようなことをされたことがありますか。

※各項目ごと横に見てお答えください (○印はそれぞれ1つずつ)	まったく ない	1・2 度あ った	何 度も あ った
① なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた	1	2	3
② 人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的嫌がらせを受けた、あるいは、あなたもしくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた	1	2	3
③ 避妊に協力しなかったり、いやがっているのに性的な行為を強要された	1	2	3

(2) 問29(1)で「1・2度あった」「何度もあった」と答えた方におたずねします。

その相手から受けた暴力によって、命の危険を感じたことがありますか。(○印は1つ)

- | |
|-------|
| 1. ある |
| 2. ない |

問30. 問27(1)または問29(1)で「1・2度あった」「何度もあった」と答えた方におたずねします。

あなたはこれまでに、配偶者や交際相手から受けた行為について、だれかに打ち明けたり、相談したりしましたか。(○印はいくつでも)

1. 家族に相談した
2. 友人・知人に相談した
3. 行政機関(鹿児島市男女共同参画センター(サンエールかごしま相談室)、鹿児島県男女共同参画センター、鹿児島市女性相談室、鹿児島県女性相談センター、福祉事務所、保健所、法務局など)に相談した
4. 警察に連絡・相談した
5. 学校(教師、養護教諭、スクールカウンセラーなど)に相談した
6. 弁護士に相談した
7. 医師に相談した
8. 民間のカウンセリングルームに相談した
9. その他(具体的に: _____)

10. どこ(だれ)にも相談しなかった

問31. 問30で「どこ(だれ)にも相談しなかった」と答えた方におたずねします。

どこ(だれ)にも相談しなかったのは、なぜですか。(○印はいくつでも)

1. どこ(だれ)に相談してよいのか分からなかったから
2. 相談する人が近くにいなかったから
3. 恥ずかしくて誰にも言えなかったから
4. 相談しても無駄だと思ったから
5. 相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けると思ったから
6. 相手に「誰にも言うな」と脅されたから
7. 子どもに危害が及ぶと思ったから
8. 自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思ったから
9. 自分にも悪いところがあると思ったから
10. 個人的なことなので、人に相談せずに自分で解決しようと思ったから
11. 担当者の言動により不快な思いをすと思ったから
12. 世間体が悪いから
13. 他人を巻き込みたくなかったから
14. 他人に知られると、これまでの付き合い(仕事や学校などの人間関係)ができなくなると思ったから
15. 相手の行為は愛情の表現だと思ったから
16. そのことについて思い出したくなかったから
17. 相談するほどのことではないと思ったから
18. 家族なのだから我慢するよう言われるのではないかと思ったから
19. 相談することによって自分の望まない結果になるのではと思ったから(離婚・別居など)
20. その他(具体的に: _____)

問32. 男女間における暴力を防止するためには、どのようなことが必要だと思いますか。

(○印はいくつでも)

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う2. 学校・大学で児童・生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う3. 地域で、暴力を防止するための研修会・イベントなどを行う4. メディアを活用して、広報・啓発活動を積極的に行う5. 被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす6. 警察や医療関係者などに対し、研修や啓発を行う7. 暴力をふるったことのある者に対し、二度と繰り返さないための教育を行う8. 加害者への罰則を強化する9. 暴力を助長するおそれのある情報（雑誌、コンピューターゲームなど）を規制する10. その他（具体的に： _____)11. 特になし |
|--|

問33. テレビ、新聞、雑誌、インターネット、コンピューターゲーム等のメディアにおける性・暴力表現について、あなたはどのように思いますか。(○印はいくつでも)

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 性的側面を強調するなど、行き過ぎた表現が目につく2. 社会全体の性に関する道徳観・倫理観が損なわれている3. 性的犯罪を助長する4. 過激な表現等、青少年の目に触れやすく配慮が足りない5. 男女のイメージを固定化することを助長するような表現をしている6. その他（具体的に： _____)7. 特に問題はない8. わからない |
|---|

《男女共同参画に関する用語についておたずねします》

問34. 男女共同参画に関連の深い次の言葉をこれまで知っていましたか。①～⑭それぞれについてお答えください。

	言葉も内容も知っている	言葉だけは知っている	言葉も内容も知らない
※各項目ごと横に見てお答えください (○印はそれぞれ1つずつ)			
① 男女共同参画社会基本法	1	2	3
② 女子差別撤廃条約	1	2	3
③ 男女雇用機会均等法	1	2	3
④ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)	1	2	3
⑤ 育児・介護休業法	1	2	3
⑥ ポジティブ・アクション(積極的改善措置)	1	2	3
⑦ ジェンダー(社会的・文化的に形成された性別)	1	2	3
⑧ エンパワーメント	1	2	3
⑨ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)	1	2	3
⑩ ワーク・ライフ・バランス	1	2	3
⑪ ダイバーシティ	1	2	3
⑫ 鹿児島市男女共同参画計画	1	2	3
⑬ 男女共同参画都市かごしま宣言	1	2	3
⑭ 鹿児島市男女共同参画条例	1	2	3

※ 別紙で用語解説を同封しています。

《行政についておたずねします》

問35. 「男女共同参画社会」を形成していくため、今後、行政はどのようなことに力をいれていくべきだと思いますか。(〇印はいくつでも)

1. 法律や制度の面での見直しを行なう
2. 女性を政策や方針決定の場に積極的に登用する
3. 女性団体や女性のリーダーを養成する
4. 職場における男女の均等な取扱いについて周知徹底を行なう
5. 女性の就労の機会を増やしたり、従来女性の就労が少なかった分野などへの女性の進出を促進するための職業教育や訓練を充実する
6. 男女が共に家庭と仕事を両立できるような労働環境の整備を行なう
7. 保育所や児童クラブなどの施設や育児サービス、制度の充実を図る
8. 高齢者や障害者に対する施設・介護支援などの福祉政策を充実する
9. 学校教育の場で男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する
10. 女性や男性の生き方に関する情報提供や交流の場、相談、教育などのセンターを充実する
11. 各国の女性との交流や情報提供など国際交流を推進する
12. 広報誌やパンフレット等による啓発や、講演会や講座等を充実する
13. その他(具体的に：)
14. 特にない

問36. 男女共同参画に対するご意見やお考えを自由にお書きください。

※ 本調査は、ご回答者のプライバシーを尊重する観点から無記名方式でお願いしております。個別の回答が必要な「相談」や「質問」については、鹿児島市男女共同参画推進課へ直接お問い合わせください。

《あなたやあなたのご家族についておたずねします》

F 1. あなたの性別はどちらですか。

- | | |
|-------|-------|
| 1. 男性 | 2. 女性 |
|-------|-------|

F 2. あなたの年齢（満年齢）を教えてください。

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|------------|
| 1. 20～24歳 | 4. 35～39歳 | 7. 50～54歳 | 10. 65～69歳 |
| 2. 25～29歳 | 5. 40～44歳 | 8. 55～59歳 | 11. 70歳以上 |
| 3. 30～34歳 | 6. 45～49歳 | 9. 60～64歳 | |

F 3. あなたのお仕事についておたずねします。

あなたは、この中のどれにあたりますか。（○印は1つ）

- | | | |
|---|----------|------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 1. 雇用者（役員を含む） | 3. 家族従業者 | 5. その他の無職（学生を含む） |
| 2. 自営業主（家庭内職者を含む） | 4. 主婦・主夫 | |

F 4. F 3で「雇用者（役員を含む）」と答えた方へおたずねします。そのお仕事は常勤（フルタイム）ですか、パートタイムですか。

- | | |
|----------------------------|--------|
| 1. 常勤（フルタイム） | 3. その他 |
| 2. パートタイム（パート、アルバイト、嘱託その他） | |

F 5. あなたは結婚していらっしゃいますか。（○印は1つ）

- | | | | |
|--|-------|------------|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> 1. 結婚している（結婚していないがパートナーと暮らしている場合も含む） | | | |
| 2. 離別 | 3. 死別 | 4. 結婚していない | |

F 6. F 5で「結婚している（結婚していないがパートナーと暮らしている場合も含む）」と答えた方へおたずねします。ご夫婦の職業の有無について、この中のどれにあたりますか。（F 3で雇用者（役員含む）、自営業主（家庭内職者を含む）、家族従業者と答えた方は職業があるものとしてご回答ください。）

- | | |
|---------------|----------------|
| 1. どちらにも職業がある | 3. 配偶者にのみ職業がある |
| 2. 自分にのみ職業がある | 4. どちらも職業がない |

F 7. あなたにお子さんはいらっしゃいますか。

- | | |
|-------|--------|
| 1. いる | 2. いない |
|-------|--------|

～ご協力ありがとうございました～

ご記入漏れがないかももう一度ご確認の上、同封の返信用封筒に入れ、
9月25日（金）までにご返送くださいますようお願いいたします。

●用語解説●

用語	内容
男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成を推進する上で、法的根拠となる法律です。1999年6月に制定されました。前文では、男女共同参画社会の実現を21世紀のわが国社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが明確にされています。
女子差別撤廃条約	1979年に国連総会で採択されました。わが国は、1984年の国籍法の改正、1985年の男女雇用機会均等法の制定、家庭科教育の見直しなどの条件整備を経て、1985年に批准しています。あらゆる分野の性差別を許さず、男女平等の実現には男女の伝統的役割の変更が不可欠であるとしています。
男女雇用機会均等法	雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者が性別により差別されることなく、かつ母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができることを目的としています。1986年4月に施行されました。
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）	配偶者からの暴力についての通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律です。被害者が男性の場合や、同居の恋人からの暴力もこの法律の対象となります。
育児・介護休業法	仕事と家庭の両立を図るため、1991年に育児休業法が成立し、その後介護休業が加えられました。育児や介護を行う労働者の仕事と家庭との両立をより一層推進するため、両立を支援する各種制度の充実が進められています。
ポジティブ・アクション（積極的改善措置）	様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を解消するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものです。例として、審議会等委員への女性の登用のための目標の設定などがあります。
ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）	人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。
エンパワーメント	政治、経済、社会、家庭などのあらゆる分野で、自分たちのことは自分たちで決め行動できるような能力を身につけること。またはその能力を引き出すこと。女性自身が企画や政策・方針決定の場に参画し、社会を変えていく力を身につけることとして、女性問題の取組の中で重要視されています。
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）	人間の性と生殖に関するすべての側面において、単に疾病や障害がないというだけでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること。また、安全で満ち足りた性生活を営むことができ、いつ何人子どもを産むか（産まないか）を決める自由と責任を持ち、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利。
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和のことで、実現に向けて官民一体となった取組が進められています。仕事と生活の調和が実現することにより、男性も女性もあらゆる世代の誰もが仕事や子育て、介護、自己啓発、地域活動など様々な活動を自分の希望するバランスで展開でき、仕事の充実と仕事以外の生活の充実が好循環をもたらすとされています。
ダイバーシティ	「多様性」のことで、性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会といいます。
鹿児島市男女共同参画計画	本市の男女共同参画社会の形成を目指す行動計画で、現在の第2次計画は、平成24年度から33年度までを計画期間としています。3つの基本目標の実現に向け、5つの視点に立って市民と行政が一体となった取組を進めています。
男女共同参画都市かごしま宣言	鹿児島市男女共同参画センターの開館を機に、平成13年1月30日、本市における男女共同参画社会の実現を目指して市民と行政が一体となって推進することを宣言しています。
鹿児島市男女共同参画推進条例	男女共同参画の基本理念を明確にし、市民、事業者、行政が一体となった取組をより一層推進するため、平成26年4月1日に施行されました。市、市民、事業者、市民団体、教育に携わる者の役割や、男女共同参画を阻害する行為の禁止などが盛り込まれています。